

**【新設】(工業所有権等の意義)**

16-3-43 20-3-2《工業所有権等の意義》は、法第69条第4項第9号イ《使用料等》に規定する「工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの」(以下16-3-44において「工業所有権等」という。)の意義について準用する。

**【解説】**

- 1 平成26年度の税制改正により、内国法人の外国税額控除に係る控除限度額の計算において、国外源泉所得の一つとして国外において業務を行う者から受ける工業所有権等の使用料又はその譲渡による対価でその国外業務に係るものが規定された(法69④九イ)。
- 2 本通達では、この工業所有権等の意義について、法人税基本通達20-3-2《工業所有権等の意義》の取扱いを準用する旨を明らかにしている。

この工業所有権等とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の工業所有権及びその実施権等のほか、これらの権利の目的にはなっていないが、生産その他業務に関し繰り返し使用し得るまでに形成された創作、すなわち、特別の原料、処方、機械、器具、工程によるなど独自の考案又は方法を用いた生産についての方式、これに準ずる秘けつ、秘伝その他特別に技術的価値を有する知識及び意匠等をいい、ノーハウはもちろん、機械、設備等の設計及び図面等に化体された生産方式、デザインもこれに含まれるが、海外における技術の動向、製品の販路、特定の品目の生産高等の情報又は機械、装置、原材料等の材質等の鑑定若しくは性能の調査、検査等は、これに該当しないこととなる。

- 3 連結納税制度においても、同様の通達(連基通19-3-45)を定めている。